

# 妊娠を望まれている方へ 治療費の助成をしています

高千穂町では、平成28年4月1日より、不妊治療を受ける方へ治療費の助成を行っています。  
申請を希望される方は、内容をご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

## 一般不妊治療費等助成金給付事業

【対象者】 助成の対象となるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ☑ 高千穂町に夫婦のいずれかが1年以上前から住民票を置き、住んでいる方
- ☑ 治療期間中及び申請日において法律上の婚姻をしている夫婦  
(※令和3年1月1日以降に終了した治療を申請する場合は事実婚関係も認められます)
- ☑ 国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入、もしくは生活保護を受けている方
- ☑ 治療開始日における妻の年齢が45歳未満である方
- ☑ 医療機関で不妊治療が必要であると認められている方
- ☑ 他の市町村から不妊治療にかかる助成を受けていない方
- ☑ 町税等の滞納がない方
- ☑ 夫婦の前年度の所得の合計が730万円未満である方  
(※令和3年1月1日以降に終了した治療を申請する場合は所得の制限はありません)
- ☑ 高千穂町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない方

【対象となる治療・助成内容】

	内容	助成額
一般不妊治療	不妊にかかる検査 不妊治療のための投薬や処置など	1年度あたり10万円を限度に 通算2年まで助成
人工授精	人工授精	※ただし、文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の 直接的な治療費でない費用は対象外。

【助成期間】

- ・治療を開始した月から数えて24ヶ月間(※医師の指示により中断した場合にはその期間は除外します。)  
不妊治療の後に出産に至り、再び治療を開始する場合には、新たに助成の対象となります。

【必要書類】

- ☐ 高千穂町一般不妊治療費等助成金給付申請書(様式第1号)
- ☐ 高千穂町一般不妊治療に係る証明書(様式第2号)
- ☐ 高千穂町一般不妊治療費等助成金給付事業受診等証明書(様式第3号)
- ☐ 領収書・明細書の原本
- ☐ 夫婦であることを証明できる書類(戸籍抄本 等)
- ☐ 所得証明書(児童手当用) (※令和3年1月1日以降に終了した治療分を申請する場合は不要)

※事実婚関係にある場合

- ☐ 事実婚関係に関する申立書(様式第4号)
- ☐ 両人の戸籍謄本(写し可。ただし発行日から3ヶ月以内のもの)
- ☐ 両人の住民票(写し可。ただし発行日から3ヶ月以内のもの)

## 特定不妊治療費助成金給付事業

【対象者】

- 助成の対象となるのは、一般不妊治療費等助成金給付事業の対象条件に加えて、次のいずれにも該当する方です。
- ☑ 宮崎県不妊に悩む方への特定治療費助成金の対象者に該当する場合は、その給付決定を受けている方
  - ☑ 指定医療機関において、特定不妊治療が必要であると認められた方

【助成内容】

- ➡ 助成額は、特定不妊治療にかかる自己負担(県助成金を受けている方はそれを差し引いた額)の8割を助成します。ただし、文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接的な治療費でない費用は対象外となります。
- ➡ 宮崎県男性不妊治療費助成事業を受けられた方については、特定不妊治療費の助成とあわせて申請する場合に限り、その治療費の8割を助成します。

【助成回数】 ※平成28年度以降に初めて助成を受ける場合

治療開始年齢が40歳未満の方

43歳になるまでに通算6回まで

治療開始年齢が40～43歳未満の方

43歳になるまでに通算3回まで

治療開始年齢が43～45歳未満の方

45歳になるまでに通算3回まで

※平成27年度までに、県の助成を受けている方の通算助成回数については、保健センターまでお問い合わせください。  
※令和3年1月1日以降に終了した治療からは、治療の後出産に至った場合、助成回数がリセットされ、新たに助成の対象となります。

【必要書類】

- ☐ 高千穂町特定不妊治療費助成金給付申請書(様式第1号)
- ☐ 宮崎県特定不妊治療費助成給付金決定通知書の写し(県の助成を受けた場合)
- ☐ 高千穂町特定不妊治療費助成金給付事業受診証明書(様式第2号) ※県の助成対象に該当しない場合のみ
- ☐ 領収書・明細書の写し
- ☐ 夫婦であることを証明できる書類(戸籍抄本 等)
- ☐ 所得証明書(児童手当用) (※令和3年1月1日以降に終了した治療分を申請する場合は不要)

※事実婚関係にある場合

- ☐ 事実婚関係に関する申立書(様式第3号)
- ☐ 両人の戸籍謄本(写し可。ただし発行日から3ヶ月以内のもの)
- ☐ 両人の住民票(写し可。ただし発行日から3ヶ月以内のもの)

申請手続きは**全て予約制**です。希望される方は、担当まで事前にご連絡をお願いします。

(※年度内の申請は原則2月末までにお願いたします。申請手続きが3月になる場合はその旨ご連絡ください)

申請の際は、**必要書類に加え、印鑑・通帳(申請者名義のもの)・保険証(夫婦分)**をご持参ください。

担当：高千穂町保健福祉総合センターげんき荘 健やか親子推進係

☎：0982-73-1717 (8:30～17:15 ※土日・祝祭日を除きます)